

【令和8年度 市役所本庁舎前広場キッチンカーモデル事業出店条件】

この条件は、「令和8年度 市役所本庁舎前広場キッチンカーモデル事業 事業者募集要項」に関する事項に付随する条件について、定めるものです。本事業に応募する方は、本条件を了解し、遵守するものとします。

1 基本的事項

- (1) 出店期間は、「令和8年度 市役所本庁舎前広場キッチンカーモデル事業 事業者公募要項」(以下「要項」という。)によるものとします。
- (2) 出店場所は、市が指定する場所(2区画)とし、1区画につき1台のキッチンカーを設置してください。原則として、各出店日につき計2台による出店としますが、コアタイム終了後は、出店時間内に店舗業者(車両)の入替えを行うことも可能です。
- (3) キッチンカー及び出店に当たって設置するその他の物品はすべて、使用許可を受けている区画内に設置するものとし、区画を超えて設置することは厳禁です。
- (4) 市役所本庁舎の電気設備や水道設備等の利用は、原則認めません。発電機の使用は可能ですが、静音仕様のものを使用する、養生を行うなどにより、稼働音への配慮をお願いします。
- (5) 自動車保険、生産物賠償責任保険及び施設賠償責任保険等に加入してください。

2 準備、運営等

- (1) 車両の進入は、原則として、午前9時から午後5時30分までの間に行ってください。準備、営業、片付け及び車両の退出まで、すべて午後7時までに行ってください。
- (2) 車両の進入及び退出は、指定の出入口から行ってください。また、その際は、出入口に常駐する警備員に、出入口を開閉してもらってください。
- (3) 車両が敷地内を走行する際は、周囲の通行者等に注意し、ハザードランプを点滅させながら、最徐行してください。
- (4) 車体の大きさは、要項に定める使用許可面積の範囲内で設置するものとし、市(管財課)の指定する場所に設置してください。
- (5) 営業時には、食品衛生法に基づく営業許可証を利用者が確認しやすい場所に掲示してください。
- (6) 販売口脇等にごみ箱、使用済容器回収ボックス等を設置してください。周辺を清掃し、ごみ等は出店業者の責任において持ち帰り、適切に処分してください。
- (7) 利用者等のつまずき・転倒を防止するため、必要に応じて設置に際し引いたコード類をテープやマット等で保護するなど、安全対策を行ってください。
- (8) 看板・メニューボードの設置は最小限とし、転倒防止等の措置を講じてください。

- (9) 椅子・テーブルの設置は、原則として行わないこととします。市で、市役所本庁舎正面玄関近くにベンチ等を用意する予定ですので、そちらを使用するよう利用者に促してください。
- (10) 車両からの油漏れ・油はね対策として、車両下にシートを敷いてください。
- (11) 車両の油や食材カスを踏んだ履物で歩くことがないように、車内・車外で履物を履き替えるなどの対策を講じてください。
- (12) 車内外の整理整頓、清潔感を保つよう留意し、車外には荷物や食材を出さないでください。
- (13) 音響設備や拡声器等の騒音となりうる機器の使用はしないでください。
- (14) 本事業と関係のない事項、政治的・宗教的な勧誘又は宣伝活動は行わないでください。
- (15) 市役所本庁舎内及び敷地内での客引き、宣伝等は行わないでください。
- (16) 来庁者等の往来の妨げにならないよう、十分注意してください。
- (17) 販売に対する問い合わせ及び苦情等については、事業者及び出店業者の責任で対応してください。
- (18) 出店に伴い発生した施設等の損害及び第三者への損害に対する賠償、その他の事故・トラブル等の一切の責任は、事業者又は出店業者が負うこととします。

3 販売品目等

- (1) 事業者は、出店業者について、次のとおりとなるよう、調整を行ってください。
 - ア 実施期間を通じて、6者程度の業者を出店させること。
 - イ 多くの種類(ジャンル)の食事を提供できる体制に努めること。
 - ウ 実施期間を通じて、出店するキッチンカーの延べ台数の50%以上について、出店業者の居住地又は主たる営業所の所在地が相模原市内であって、営業の所在地が相模原市を含むものとする。
- (2) 営業は、出店日の午前11時から午後1時30分までをコアタイムとし、昼食を主としたメニューの提供を必須とします。
- (3) 販売する商品は、持ち帰ることが可能な容器で提供できるものとしてください。
- (4) 酒類、その他市が適切でないと判断したものの提供及び持込みは不可。
- (5) 出店時において、販売品目とその値段を明記したメニュー表等を利用者が確認できる場所に掲示してください。
- (6) 取り扱う食品については、食品衛生法の営業許可申請時に提出した業務計画書の内容に沿ったものとし、取り扱う食品及び調理工程がわかるもの(業務計画書等)を市から求められたときに提示等ができるよう準備してください。また、キッチンカーに設置されているタンクの容量にあったものとしてください。
- (7) 出店計画に変更が生じたときは、変更後の出店計画書を速やかに市に提出してくだ

さい。

4 衛生管理

- (1) 使用許可区内は、営業の前後を含む出店時間中において、各出店業者が必要に応じて清掃及び消毒を行ってください。なお、清掃及び消毒に係る用具等は、事業者又は各出店業者で用意してください。
- (2) 各出店業者は、清潔を維持し、衛生管理を徹底してください。また、事業者は、出店業者へ適切に注意喚起等を行ってください。
- (3) 食品衛生責任者を配置し、HACCP に沿った衛生管理に適切に取り組んでください。
- (4) 適切に給水タンクから水が供給され、排水タンクに排水されるようにしてください。また、供給される水は、衛生的なものとしてください。
- (5) 食品衛生法に規定される構造基準及び食品の衛生的な取扱い等を遵守してください。
- (6) 手洗い器及びシンクが適切に使用できる状態を保ってください。また、水漏れや給水タンクに適切な量の水が入っていない等の状況がないようにしてください。
- (7) 提供した食品を原因とする有症事案(疑い事案を含む。)が発生した場合は、食品衛生法等に基づき適切に対応するとともに、速やかに市に報告し、市の調査に協力してください。
- (8) 衛生管理状況や営業許可の資格等必要な事項について、予告なく保健所による確認・検査等を行うことがあります。その際にご協力の上、注意・指導等がなされた場合は速やかに対応してください。

5 安全管理

- (1) 営業に当たっては、事故等のないよう、「屋外の火災予防について」を確認し、記載事項を遵守してください。
- (2) 出店業者は、毎出店日の営業を開始する前に、「屋外の火災予防について」の裏面にある「防火安全チェックリスト」により遵守事項が守られているかチェックを行ってください。
- (3) 来庁者及び利用者の妨げになるような使用許可区画外に影響を及ぼす行為等はしないでください。
- (4) 火を使用する場合は、事業者又は各出店業者で消火器を用意して設置してください。

6 その他遵守事項

- (1) 本条件に記載のある事項のほか、行政財産目的外使用許可書に記載された事項を遵

守ってください。

(2) 本条件等に定めのない事項が生じた場合には、事前に市に相談してください。

7 出店の中止・禁止等

(1) 食品衛生法その他の関連法令に違反した場合、本条件を遵守しなかった場合、その他市が不適切と判断した場合は、たとえ営業中であっても、その場で出店を中止、改善が確認するまで出店を中止又は以後の出店を禁止することがあります。

(2) 出店業者の都合により、急遽出店ができなくなった場合は、速やかに市に報告してください。

(3) 荒天等による出店の見合わせ又は中止については、事業者の責任で判断し、その旨決定したときは、速やかに市に報告してください。なお、市が事故防止・安全確保の観点から中止を決定したときは、それに従ってください。

(4) 市において使用許可区画を含む使用が必要となった場合は、出店を中止してもらうことがあります。

8 情報発信・情報収集

(1) 事業者は、実施期間を通じて、出店日時、出店業者、販売品目等の出店情報について、ホームページや SNS により、広く情報発信を行い、集客等に努めてください。

(2) 各出店業者においても、出店日時、販売品目等の出店情報について、広く情報発信を行ってください。

(3) 出店情報に変更等が生じた場合などの情報発信にも努めてください。

(4) 情報発信のほか、利用者からの意見等の情報収集にも努めてください。

以 上

屋外の火災予防について

市役所本庁舎前広場キッチンカーモデル事業に出店する際は、次のことに注意し、裏面の「防火安全チェックリスト」でチェックを行ってから営業してください。

- 1 **ガスこんろ等を使用する時**は、不燃性の台にのせ、周囲の燃えやすい物から**15 cm以上**（炭等の固体燃料の場合**30 cm以上**）離すか、**不燃材**（鉄板など）で囲ってください。
- 2 **火気使用中**は、**絶対にその場を離れない**ようにしてください。
- 3 **プロパンガスボンベ**は、転倒しないように**固定**してください。
- 4 **プロパンガスボンベとガス器具**を接続するゴムホースは、外れないように**固定**してください。
- 5 **火気を使用する場所**には、**消火器**を用意してください。
- 6 **発電機の燃料（ガソリン）の保管、取扱い**には十分注意をしてください。
- 7 **発電機のエンジン**を止めてから**給油**をおこなってください。
- 8 **燃料の保管**は、**専用の容器**を使用して、ふたは**確実に閉めて**ください。また、発電機の**排気口近く**には**絶対に置かない**ようにしてください。
- 9 使用済になったカセット式の**ガスボンベ**は、**別に保管し、各自持ち帰り、安全な処理**をしてください。
- 10 電気設備・器具の設置、使用に際しては、**出火防止**、感電等の事故がないよう**措置**をしてください。
- 11 その他安全面には、**十分な配慮**をお願いします。



防火安全チェックリスト

チェック欄

- 火気使用器具の周囲に、燃えやすいものを置かない。

※ガスこんろ等を使用するときは不燃性の台にのせ、周囲の燃えやすいものから15cm以上(炭等の固体燃料の場合30cm以上)離すか、不燃材(鉄板など)で囲ってください。

- 火気の使用場所には、消火器を用意する。

- プロパンガスのボンベは、転倒しないよう固定する。

- ガスホースは、外れないようホースバンドで固定する。

- ガソリンは、金属容器に保管し、直射日光に当たらない風通しの良い床面に置く。

- ガソリンの金属容器のふたは、確実に閉める。

- ガソリンの金属容器のふたを開ける前に、圧力調整弁を開けて吹きこぼれを防止する。

- ガソリンの金属容器は稼働中の発電機の近くに置かない。

- 発電機への給油は、稼働中は行わない。

- 給油を行う際は、周囲の火気に注意する。

《問い合わせ先》

- 火災予防について
相模原消防署査察指導課 042-751-9134
- モデル事業について
相模原市管財課 042-769-8305

出火防止に
心がけましょう！

